

倉敷市立天城小学校 P T A 運営細則

制定 平成 16 年 4 月 23 日
最終改定 令和 3 年 4 月 2 2 日

(目的)

- 1 この細則は、倉敷市立天城小学校 P T A 規約（以下「規約」という。）のうち、会の運営に関する細目取り扱いについて定める。

(用語の定義)

- 2 規約および本細則で使用する主な用語の定義は次のとおりとする。
 - a 活動計画とは、社会教育法にいう社会教育関係団体として、非収益活動上の計画をいい、一般会計においてその決算を行う。
 - b 事業計画とは、バザー等による収益事業についての計画をいい、本来、一般会計とは別枠で、事業会計においてその決算を行うことが好ましいが、昨今の事業計画の推移、今後の見通しを勘案し、令和 3 年度（2021 年度）より、一般会計の中に組み込み、一般会計枠内で決算を行う。
 - c 保護者とは、児童の父母、またはこれに代わる者等をいい、法令上の狭義にとらわれない。
 - d 定時総会とは、通常、4 月に開催し、規約第 1 2 条第 2 項、第 3 項を主たる内容とする定例的な総会をいう。

(活動・事業年度)

- 3 活動年度・事業年度は、会計年度に合わせ、4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 3 1 日を最終日とする 1 ヶ年。

(任期)

- 4 規約第 8 条でいう任期とは具体的に次による。なお、欠員を生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。
 - (会長・副会長・会計監査・事務局・会計・書記・顧問・母親委員)
通常、4 月に開催される定時総会での役員承認から、翌年度の定時総会での新役員承認まで
 - (学級委員)
4 月の新学期開始に伴う選出決定から、翌年度 4 月の新学級委員決定まで
 - (地区委員)
新年度開始直前の 3 月に開催される新地区委員会から当年度 3 月の新地区委員会まで
尚、いずれの役員・委員についても、交代時期については、引継ぎ等の関係で、任期を超えて運営の実務処理に携わることがある。

(専門部長・副部長の選出)

- 5 各専門部は、互選により、部長・副部長を各 1 名選出する。ただし、地区委員部においては、副部長を 2 名選出する。

(会員数算入の諸元)

- 6 総会の成立確認・決議等において算入する会員数について、保護者会員の場合、前項 2 c にかわらず、1 家庭につき 1 名とし、教職員会員の場合は、1 名につき 1 名とする。

(個人情報の保護)

- 7 本会は、個人情報保護法（「個人情報の保護に関する法律」）にいう個人情報取扱事業者に準じ、個人情報の適正な取扱いの確保に努める。

(旅費)

8 旅費については、常任委員会の決議により、内規を別に定める。

(慶弔贈与)

9 慶弔贈与については、常任委員会の決議により、内規を別に定める。

(倉敷市立天城小学校PTA桜山会)

10 倉敷市立天城小学校PTA桜山会については、総務委員会の決議により、会則を別に定める。

附 則

- 1 この細則は平成16年4月23日から実施する。
- 2 この細則は平成17年3月3日から実施する。
- 3 この細則は令和3年4月22日から一部改定し、実施する。